令和7年度

沖縄県立南風原高等支援学校
入学志願者募集要項

「校章」の由来

台は、ペンをかたどり、四本の白線「　　」は、南風原高等学校の「ハ」をあらわす。ペンによる真理の探究を基とし、「ハ」の末広がりで、校運の隆昌を祈念し、「高」の字を丸くして、学園における友情の輪を広げ、円満な人格形成を目指すことを意図しております。

沖縄県立南風原高等支援学校

住所：〒901－1117　沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山１１４０番地
電話番号：（０９８）８８９－４６１８（代表）・３６６８（高等支援直通）
ＦＡＸ番号：（０９８）８８９－３６６７
ＨＰｱﾄﾞﾚｽ: http://www.haebaru-sh.open.ed.jp

目次

1　一般入学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
（1）出願資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
（2）募集定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
（3）出願期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
（4）入学志願書等の配布、請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
（5）出願手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ
（6）志願変更及び手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
（7）選抜の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
（8）学力検査等の期日、検査場及び日程・・・・・・・・・・・・・・4ページ
（9）合格発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ

2　第2次募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
（1）出願資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
（2）出願期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
（3）出願手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
（4）志願変更及び手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ
（5）選抜の方法　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ
（6）第2次募集面接等の期日・会場・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ
（7）合格発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ

3　追検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ページ
（1）追検査の場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ページ
（2）申し出等の日程及び手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ページ
（3）追検査の期日及び時間割等・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ページ
（4）追検査の学力検査等に必要な持ち物・・・・・・・・・・・・・・8ページ
（5）追検査の合格発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ページ

4　帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い・・・・・・・・・・・・・・9ページ

5　不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い・・・・・・・・・・・・・9ページ

6　学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い・・・・・9ページ

7　出願書類作成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ページ

8　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ページ

南風原高等支援学校入学志願者募集要項

沖縄県教育委員会の定める「令和７年度沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」に基づき、下記の通り生徒を募集する。

１　一般入学

（１）出願資格

学校教育法施行令（昭和28年　政令第340号）第22条の３の規定に該当する者で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者

ア　特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を募集年度の３月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者

イ　中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）

ウ　学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ　11月末日までに志願前相談を受けた者

オ　高等支援学校等（名護特別支援学校普通科産業コース、大平特別支援学校久米島高等学校分教室を含む。）は、知的障害の程度が軽度で、公共交通機関等を利用した自力通学及び自主行動が可能な者

＊　出願にあたっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、学校が実施する教育相談や体験入学に原則として参加するものとする。

（２）募集定員

沖縄県立南風原高等支援学校　産業科　２学級　定員２０名

（３）出願期間

ア　出願期間は、**令和７年２月３日（月）及び、２月４日（火）の２日間とする。**郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、志願先特別支援学校長が特別の事情があると認めた場合はその限りでない。

＊志願希望者は、11月末日までに志願する特別支援学校において志願前相談を受けるものとする。（志願変更及び第2次募集を予定している全ての特別支援学校についても同じ。）

イ　受付時間は、**午前９時から午後４時まで**とする。

（４）入学志願書等の配付、請求

ア　入学志願書等の配布は、本校での入学志願者募集説明会において行う。

［令和６年11月１日（金）13：45受付（14：00～15：00）：大会議室］

イ　離島又は県外等で、上記の説明会に参加できない学校の願書請求は、返信用封筒を同封して、11月28日（木）までに、沖縄県立南風原高等支援学校長あてに請求して下さい。

送付先：〒901-1117　沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1140番地

沖縄県立南風原高等支援学校長　嘉数　修　宛

＊返信用封筒は角形１形（A４用紙が入る封筒）に**320円切手**を貼付し、自校の学校長名、学校の現住所を記入する。

（５）出願手続

ア　志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年３月31日沖縄県教育委員会規則第３号）により定められた通学区域の１校、１学科に出願することができる。

イ　志願者は、次の書類を出身中学校長又は出身特別支援学校長（以下「出身中学校長等」という。）に提出しなければならない。

（ｱ）入学志願書（第１号様式）

（ｲ）健康診断書（第８号様式）

ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の１月以降に発行されたものとする。

（ｳ）身体障害者手帳若しくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）。

＊１　出願時に更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳は無効とする。

＊２　手帳未取得の場合は、各専門医の診断書（第11号様式）

＊３　各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

（ｴ）確約及び証明書（第５号様式）

ただし、次のa又はbの者に限る。

a　沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第２条第１項ただし書きの規定により同規則別表第２に掲げる地域から出願する者

b　沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

（ｵ）写真票（第15号様式）

出願の日前６か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

ウ　出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を志願先特別支援学校長へ出願期間内に一括して提出するものとする。

（ｱ）入学志願書（第１号様式）

（ｲ）調査書（通常の教育課程履修者用（第２号様式）または知的の教育課程履修者用（第２号－２様式））

＊１　原則として、第２号様式を使用し、特に必要な場合に限って第２号－２様式を使用する。

＊２　特別支援学校に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、第２号様式を作成する。

（ｳ）入学志願者名簿（第３号様式）

（ｴ）健康診断書（第8号様式）（前記１の(５)のイの（イ）で提出のあった者に限る。）

（ｵ）身体障害者手帳若しくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）。

＊１　出願時に更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳等は無効とする。

＊２　未取得の場合は、各専門医の診断書（第11号様式）

＊３　各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

（ｶ）確約及び証明書（第５号様式）（前記１の(５)のイの(エ)で提出のあった者に限る。）

（ｷ）写真票（第15号様式）

エ　学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。

（ｱ）入学志願書（第１号様式）

（ｲ）志願先特別支援学校長が必要と認める書類

オ　志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続きによる。

(ｱ) 県外からの入学志願のための**許可願（第４号様式）**を募集年度の１月20日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日）までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。

(ｲ) 前記（ｱ）の許可願、**入学志願書（第１号様式）**のほか、志願先特別支援学校長が必要と認める書類を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。

（６）志願変更及び手続

ア　志願変更

(ｱ) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学校に出願した者のうちで、出身中学校長等及び本校校長が適当と認めた者は、志願した特別支援学校、学科の変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。

(ｲ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。

(ｳ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ　志願変更の日程

(ｱ)　各特別支援学校の志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和７年２月４日（火）に発表し、入学志願変更後受付状況については令和７年２月18日(火）に発表する。

(ｲ)　志願変更申出期間

令和７年２月７日(金）及び２月１０日（月）の２日間とする。

(ｳ)　入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和７年２月１７日(月）及び２月１８日（火）の２日間とする。

(ｴ)　前記(ｲ)及び(ｳ)の受付時間は、**午前９時から午後４時ま**でとする。

ウ　志願変更する者は、**志願変更願（第６号様式）**に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ　出身中学校長等は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先特別支援学校長に志願変更する者の**志願変更願（第６号様式）**を提出し、志願先特別支援学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ　志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し「１　一般入学」の「（５）出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。

（７）選抜の方法

選抜は、出身中学校等から提出された所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。

ア　学力検査は、沖縄県立特別支援学校入学者選抜学力検査実施要領に基づいて実施する。

イ　面接は、志願者全員について本校所定の様式により実施する。

（８）学力検査等の期日、検査場及び日程

ア　期　日

令和７年３月４日（火）、３月５日（水）

イ　検査場

（ｱ）原則として沖縄県立南風原高等支援学校（住所：沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1140番地）とする。

（ｲ）委託・出張検査場の宮古島市、石垣市又は通学区域の規則の別表第２に掲げる区域については次の委託検査場又は出張検査場で受検することができるものとする。なお、委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談までに必ず相談すること。

・委託検査場：県立宮古特別支援学校、県立八重山特別支援学校、県立大平特別支援学校久米島高校分教室

・出張検査場：県教育委員会が必要に応じて設置する出張検査場

ウ　検査日程

第１日目【３月４日（火）】

受　　付　（２０分）		９：１５～９：３５
全体集合・説明（10分）		９：３５～９：４５
移動、入室、検査の指示説明、問題配布（15分）		９：４５～１０：００
学力検査	**国　語（50分）**	１０：００～１０：５０
	休　憩（15分）	１０：５０～１１：０５
	入室、検査の指示説明、問題配布(10分)	１１：０５～１１：１５
	数　学（50分）	１１：１５～１２：０５
昼　　食　（55分）		１２：０５～１３：００
集　　合（５分）		１３：００～１３：０５
説明・体育館へ移動（10分）		１３：０５～１３：１５
面接検査（各15分程度）		１３：１５～

第２日目【３月５日（水）】

受付・体育着に着替える　（２０分）		９：１５～９：３５
全体集合・説明（10分）		９：３５～９：４５
移動、入室、検査の指示説明、問題配布（15分）		９：４５～１０：００
学力検査	**技術（職業）（50分）**	１０：００～１０：５０
	休憩（15分）	１０：５０～１１：０５
	移動・入室・検査の指示説明（10分）	１１：０５～１１：１５
	体育（50分）	１１：１５～１２：０５
移動及び着替え（15分）		１２：０５～１２：２０
連絡事項　等		１２：２０～１２：３０

エ　学力検査等に必要な持ち物

(ｱ) HB以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）、プラスチック製の消しゴム、定規、コンパス（三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可）

(ｲ) 受検者は、検査期間中、(ｱ)の携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

・鉛筆キャップ、鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。）

・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・**キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェラブル端末等も不可。**）

・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

(ｳ) **体育館シューズ、（体育において志願者本人が用いるためのもの）、出身中学校等指定の体育着及びジャージを持参すること。**

(ｴ)**受検生は名札をつけること。（上着の左胸部に付ける）**

○　○　○　学校 受検番号 氏　　名

＊縦５ｃｍ、横８ｃｍ

（9）合格発表

ア　**令和７年３月１８日（火）の午前９時に本校校内において発表（掲示）する。発表（掲示）後ホームページにも掲載する。**

＊各中学校の入試担当者は、合否に関わらず地下事務室前にて【選抜結果の通知書】を受け取ること。

イ　合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、本校において（第２次募集の合格発表の日から換算して１月以内）個人情報の保護に関する法律第69条第１項による利用目的内の情報提供として提供（開示）が可能である。

2　第２次募集

合格者が募集定員に満たない場合において、第２次募集を行う。

（1）出願資格

出願できる者は、前項１の(1)に該当する者で県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者とする。

（2）出願期間

ア　出願期間は、**令和７年３月19日（水）及び３月21日（金）の２日間**とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、志願先特別支援学校が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

イ　受付時間は、**午前９時から午後４時まで**とする。

（3）出願手続

一般入学の学力検査を受検した者は次の手続きによる。

ア　県立高等学校における学力検査を受検した者。

（ｱ）志願者は、当該年度に第２次募集を実施する高等学校の１校・１学科・１コースに出願することができる。更に、高等支援学校等又は特別支援学校高等部の１校・１学科・１コースに併願することができる。

(ｲ) 志願者は、当該年度に第２次募集を実施する高等支援学校等の１校・１学科・１コースに出願することができる。更に、特別支援学校高等部の１校・１学科・１コースに併願することができる。

イ　県立高等支援学校等における学力検査を受検した者。

（ｱ）志願者は、当該年度に第２次募集を実施する高等学校の定時制課程の１校・１学科に出願することができる。更に、高等支援学校等又は特別支援学校高等部の１校・１学科・１コースに併願することができる。

(ｲ) 志願者は、当該年度に第２次募集を実施する高等支援学校等の１校・１学科・１コースに出願することができる。更に、特別支援学校高等部の１校・１学科・１コースに併願することができる。

ただし、ア又はイの(ｱ)(ｲ)については以下の通りとする。

※1 当該年度の学力検査を受検した学校の同一学科・コースに出願することはできない。

※2 出願は志願前相談を受けた者に限る。

ウ　志願者は、次の書類を出身中学校長等に提出しなければならない。

(ｱ) 第２次募集入学志願書（第９号様式）

(ｲ) 確約及び証明書（第５号様式）

ただし、次のa又はbの者のみにする。

a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第２条第１項ただし書きの規定により同規則別表第２に掲げる地域から出願する者

b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

(ｳ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）。

※1　出願時に更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳等は無効とする。

※2　手帳未取得の場合は、各専門医の診断書（第11号様式）

※3　各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

エ　出身中校長等は、志願者に係る次の書類を志願先特別支援学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ｱ) 第２次募集入学志願書（第９号様式）

(ｲ) 調査書（一般入学で提出したものと内容は同じもの）

(ｳ) 第2次募集志願者名簿（第10号様式）

(ｴ) 確約及び証明書（第５号様式）（前記の１の(５)のイの(ｴ)で提出のあった者に限る。）

(ｵ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）。

※1　出願時に更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳等は無効とする。

※2　手帳未取得の場合は、各専門医の診断書（第11号様式）

※3　各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

オ 志願先特別支援学校長は、志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の写しの提供を求める。

(ｱ) 学力検査成績証明書（第14号様式）

(ｲ) 健康診断書（一般入学で提出のあった者に限る。）

(ｳ) 写真票（第15号様式）＊一般入試で高等学校を受験した場合は、そのまま使用してよい。

カ　オの出願書類等の提出を求められた学校長は、当該志願者に係る前記オの書類の写しを当該志願

者の志願する第2次募集志願先学校長へ送付する。

（４）志願変更及び手続

ア　志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等、学科又はコースを変更（以下「２次志願変更」という。）することができる。

イ　２次志願変更の日程

(ｱ) 各特別支援学校、学科・コースごとの志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和７年３月２１日（金）に発表し、入学志願変更後受付状況については、令和７年３月２４日（月）に発表する。

ウ　２次志願変更をする者は、**第２次募集志願変更願（第12号様式）**に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ　出身中学校長等は、所定の期間内に志願先学校長に第２次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による２次志願変更の受付及び入学願書の返却は、原則として行わない。

オ　２次志願変更をする者は、返却された第２次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「２　第２次募集」の「（３）出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、志願先学校長に第２次募集志願変更願（第14号様式）で申し出るだけでよい。

カ　入学志願願書取り下げ再出願期間

令和７年３月２４日（月）

キ　前記 カの受付時間

午前９時から午後４時までとする

（５）選抜の方法

ア　選抜は、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第２号様式）、面接等の結果を資料として行う。

イ　高等支援学校等については、各学校作成の付加問題（国語・数学）の結果を含める。

（６）第２次募集面接等の期日、会場

ア　期　日

令和７年３月２６日（水）午後

イ　検査場

沖縄県立南風原高等支援学校（沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1140番地）

ウ　検査場に必要な物

前項１の(８)のエに準じる。

（７）合格発表

ア　**令和７年３月２８日（金）の午前９時**に志願先特別支援学校において発表（掲示）する。同時に、ホームページにも掲載する。

イ　合格発表当日に、選抜結果の通知書により中学校長等を通じて本人に通知する。
各中学校等の入試担当者は、合否に関わらず県立南風原高等支援学校職員室（２階）にて【選抜結果の通知書】を受け取ること。

3　追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

（１）追検査の場所

一般入試志願先特別支援学校

（２）申し出等の日程及び手続

ア　申し出期間は、**令和７年３月４日（火）及び３月５日（水）の２日間**とする。

イ　受付時間は、**令和７年３月４日（火）午前９時から午後４時、令和７年３月５日（水）午前９時から正午まで**とする。

ウ　追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校等を通じて、**「追検査受検希望届」（追検査第１号様式（特支高））**に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、一般入学志願先高等学校へ提出すること。

（３）追検査の期日及び時間割等

令和７年３月１０日（月）

受付・説明　（10分）	８：４０～８：５０
移動、入室、検査の指示説明、問題配布（10分）	８：５０～９：００
第1時限目：国　語（50分）	９：００～９：５０
休憩（10分）	９：５０～１０：００
入室、検査の指示説明、問題配布（5分）	１０：００～１０：０５
第２時限目：数　学（50分）	１０：０５～１０：５５
休憩（10分）	１０：５５～１１：０５
入室、検査の指示説明、問題配布（5分）	１１：０５～１１：１０
第３時限目：技術（職業）（50分）	１１：１０～１２：００
昼食（45分）	１２：００～１２：４５
着替え、移動（10分）	１２：４５～１２：５５
検査の指示説明（５分）	１２：５５～１３：００
第４時限目：体育（50分）	１３：００～１３：５０
面接検査　※着替え後（各15分程度）	１４：００～

（４）追検査の学力検査等に必要な持ち物

「1 一般入学」の「（8）エ 学力検査等に必要な持ち物」の(ｱ)～(ｴ)に同じ

（５）追検査の合格発表

「1 一般入学」の「（9）合格発表」に同じ

4　帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

（1）帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。

（2）志願者のうち、帰国子女等について、県立特別支援学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式２）を中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。

（3）志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

5　不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い

（1）志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、**自己申告書（第13号様式）**を中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。**自己申告（第13号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。**提出にあたっては、厳封してもよい。その際、**封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。**

（2）志願者から自己申告書が提出された場合には、これを選抜資料に加えることができる。

6　学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

(1) 県立特別支援学校受検の配慮については、**「学力検査等に際しての配慮願い書」（第16号様式）**に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。必要書類を県立学校教育課に10月末日までに提出する。

(2) 提出された書類を基に県立学校教育課が審査し、２月下旬の最終志願者決定までに志願者及び志願先学校長に配慮事項を通知する。

(3) 志願者から配慮願い書が提出された場合、各志願先学校は配慮事項に基づいて学力検査等を実施する。

7　出願書類作成について

調査書等の出願書類については、令和７年度沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を参照の上、作成すること。

8　その他

（1）中学校長等は、本校へ進学する者について、学校教育法施行規則第24条第１項に規定する**当該生徒の指導要録の抄本または写し**、学校保健安全法施行規則（昭和33年度文部省令第18号）第８条第１項に規定する**生徒健康診断票**及び**歯の検査票**並びに**キャリアパスポート**を**募集年度の３月末日までに特別支援学校長に提出する。**

（2）沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施における出願書類等に記載された個人情報については、沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則及び沖縄県情報公開条例に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。

（3）この要項に定めるもののほか、入学選抜の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

令和7年度　県立特別支援学校入学者選抜関連様式一覧
（高等部様式）

１．入学志願書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第１号様式（特支高）

２．調査書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第２号様式（特支高）
　　調査書・・・・・・・・・・・・・・第２号－２様式（特支高）〈知的教育課程履修者用〉

３．入学志願者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第３号様式（特支高・甲/乙）

４．県外からの入学志願のための許可願・・・・・・・・・・・・・・・第４号様式（特支高）

５．確約書及び証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第５号様式（特支高）

６．志願変更願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第６号様式（特支高）

７．委託・出張検査場受検者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・第７号様式（特支高）

８．健康診断書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第８号様式（特支高）

９．第２次募集入学志願書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第９号様式（特支高）

10．第２次募集志願者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第10号様式（特支高・甲/乙）

11．専門医の診断書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第11号様式（特支高）

12．第２次募集志願変更願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第12号様式（特支高）

13．自己申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第13号様式（特支高）

14．学力検査成績証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第14号様式（特支高）

15．写真票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第15号様式（特支高）

16．学力検査等に際しての配慮願い書・・・・・・・・・・・・・・・・第16号様式（特支高）

17．選抜結果の通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式番号無し）

18．追検査受検希望届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・追検第１号様式（特支高）

＊沖縄県教育委員会のホームページよりダウンロードをして作成して下さい。